

水俣市公告第34号

「半導体関連人材育成」PR動画制作業務についてプロポーザルによる手続を開始するので次のとおり公告する。

令和8年9月14日

水俣市長 高岡 利治



1 業務概要

(1) 業務名

「半導体関連人材育成」PR動画制作業務

(2) 業務概要

水俣市及び水俣高校の半導体に関する取組を市内外へPRすることで、水俣市民の半導体に関する意識の向上や理解促進を図る。また、半導体及び水俣高校の半導体情報科の取組についても知ってもらい、水俣高校への進学者数の増加につなげるきっかけとする。

業務目的及び詳細については別紙仕様書のとおり。

(3) 業務期間

令和8年10月下旬から令和9年3月15日まで

(4) 見積限度額

金1,210,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 仕様書に明記した企画内容の履行までに要するすべての経費を含む。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に国又は地方公共団体、その他の公共機関から指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状況及び経営規模において、本業務の遂行に支障がない団体であること。
- (4) 本事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。
- (5) 公告の日から過去3年間について、地方公共団体を相手方としてPR動画制作関連等の当該業務と類似する契約実績を有し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 熊本県内に本店又は支店(営業所)等を有すること。
- (7) 水俣市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条に規定する暴力団、暴力団員に該当せず、また、暴力団と密接な関係を有していないこと。

3 手続等について

(1) 担当部局

〒867-0023 熊本県水俣市南福寺6番1号

水俣市総務企画部地域振興課水俣環境アカデミア

電話：0966-84-9711 FAX：0966-84-9713

(2) 募集要項等の掲載・配布

掲載・配布期間：令和8年9月14日（月）から令和8年10月5日（月）

17時15分まで

掲載・配布場所：水俣市ホームページ及び水俣市地域振興課地域振興係、水俣環境アカデミア ※水俣市地域振興課地域振興係及び水俣環境アカデミアで配布する場合は土日祝日を除く、平日8時30分から17時15分まで

(3) 募集要項等に関する質問の受付

受付期間：令和8年9月28日（月）17時15分まで

提出方法：質問票（様式第1号）をメールで提出

提出先アドレス：academia@city.minamata.lg.jp

質問に対する回答：質問があった場合、令和8年9月30日（水）17時15分までに水俣市ホームページに掲載する。

留意事項：公告内容等に関する質問について、電話や窓口での質問は受け付けない。なお、上記質問票送信後、確認のため電話により担当窓口へ連絡すること。また、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

(4) 参加表明書の提出

提出期間：令和8年10月5日（月）17時15分まで

提出方法：参加表明書（様式第2号）持参又は郵送で提出（当日必着）

提出場所：〒867-0023 熊本県水俣市南福寺6番1号

水俣市総務企画部地域振興課水俣環境アカデミア

提出部数：1部

(5) 参加辞退届の提出

参加表明書（様式第2号）の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて参加辞退届（様式第7号）を水俣市総務企画部地域振興課水俣環境アカデミアへ提出すること。

(6) 企画提案書等の提出

提出期間：令和8年10月14日（水）17時15分まで

提出方法：次の提出資料を持参又は郵送、宅配便等により期間内に提出すること。

持参以外の方法で提出する場合は、提出後に電話又はメールにて提出

したことを水俣市総務企画部地域振興課水俣環境アカデミアへ連絡すること。

なお、いかなる場合においても提出期限後の提出は受け付けない。また、参加表明書の提出後、企画提案書等が期限内に提出されない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

提出資料：①企画提案書等提出届（様式第3号）

②企画提案書（任意様式 A4縦左綴じ）

③企画提案者がこれまで制作した人材育成関連の動画や地域PR動画等が保存された電子媒体（DVD-R等）

（動画形式はMP4を基本とし、5分以内とする）

④業務実施体制調書（様式第4号）

⑤誓約書（様式第5号）

⑥役員一覧（様式第6号）

⑦見積書（任意様式）

⑧業務スケジュール、会社概要及び業務実績（任意様式）

留意事項：企画提案書は、「仕様書」及び「（別紙） プロポーザル評価基準」の趣旨に沿った内容とし、かつ具体的に作成すること

（5）③の動画について、著作権等の都合からデータ送付が難しい場合は別途市と協議すること

提出場所：〒867-0023 熊本県水俣市南福寺6番1号

水俣市総務企画部地域振興課水俣環境アカデミア

提出部数：8部（原本1部、副本7部） ※（5）③の電子媒体は1部で可

4 プロポーザルの審査及び選定

（1） プロポーザルの審査は、まず提出された動画データを審査委員会で視聴し、その後、企画提案書の内容について「（別紙） プロポーザル評価基準」に定める評価項目について審査し、各項目の配点にヒアリング結果を加味して、プロポーザル審査委員会の総意で本業務に最も適した者を契約候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合であっても審査委員会を実施し、審査委員会の定める基準点以上であれば契約候補者として選定する。また、審査委員会を行ったが基準点に満たなかった場合及び企画提案者がいない場合は、受注候補者を選定せず、選定方法を見直した上で再公募する。

（2） プロポーザル審査委員会の日時、場所については以下のとおりとする。

日時：令和8年10月21日（水） 13時30分から（開始時間は予定）

場所：水俣市役所2階 会議室AB

※留意事項及びその他詳細については別途企画提案者に通知する。

- (3) 審査結果については、プロポーザル提出者全員に通知する。
- (4) 本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではなく、契約内容（金額・仕様・数量等）については市と協議の上、決定することとする。
- (5) この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当することとなった場合又は国又は地方公共団体、その他の公共機関から指名停止を受けることとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。
- なお、その場合は、次点の者を候補者とする。

5 プロポーザル実施全体スケジュール

日 程	内 容
令和8年 9月14日（月）	公募開始
令和8年 9月14日（月）～ 令和8年10月 5日（月）17：15まで	募集要項等の掲載・配布
令和8年 9月28日（月）17：15まで	募集要項等に関する質問の受付
令和8年 9月30日（水）17：15までに	質問に対する回答掲載 ※水俣市ホームページへ掲載
令和8年10月 5日（月）17：15まで	参加表明書の提出
令和8年10月 5日（月）～ 令和8年10月 7日（水） ※予定	参加資格要件の確認及び決定 参加資格要件確認結果の通知
令和8年10月14日（水）17：15まで	企画提案書等の提出
令和8年10月21日（水）13：30から ※開始時間は予定	プロポーザル審査委員会開催 会場：水俣市役所2階 会議室AB
令和8年10月23日（金）～ 令和8年10月28日（水） ※予定	審査結果の通知 （契約候補者の決定）
審査結果通知送付後（10月下旬予定）	業務委託契約締結

6 失格事項

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要項に定められた以外の手法により、審査委員会委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。
- (7) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条に規定する暴力団、暴

力団員に該当せず、また、暴力団と密接な関係を有していた場合。

7 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プロポーザル審査委員会への出席旅費等の本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等について、契約候補者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- (3) 提出された書類等は、一切返却しない。ただし、3(5)③の動画データについて、著作権等の都合から返却が必要な場合は返却するものとする。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがある。なお、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはない。
- (5) 提出された書類等については、水俣市情報公開条例（平成12年条例第39号）の規定に基づく開示請求があった場合、対象文書として原則開示する場合がある。
- (6) 配置予定者調書に記載した担当者は、原則として変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に市の了解を得ること。この場合、変更前と同等以上の能力を有する者とする。
- (7) 正当な理由がなくプロポーザル審査委員会を欠席した場合は、失格とする。

【本件に関する担当窓口】

〒867-0023 熊本県水俣市南福寺6番1号

水俣市総務企画部地域振興課水俣環境アカデミア

担当：紙漣・丸山

TEL：0966-84-9711 FAX：0966-84-9713

Email：academia@city.minamata.lg.jp